



設備職場で働く仲間の生活と未来を守ろう！

4月17日
提出！！

申17号設備職場における出向・異動等に関する緊急申し入れ

東日本ユニオン新潟地本は4月17日緊急申し入れを行いました。

設備職場で働く組合員が出向を命じられた際に**希望や生活環境を全く考慮していないこと、出向による社員の将来ビジョンを管理者が示さないこと、そして何度も行われてきた労働組合に加入することに対するコンプライアンス違反については是正させるために**申し入れました。



会社はこれまで設備職場における社員育成について年1回の面談と普段のコミュニケーションで確認しながら行うとしていながら、1年毎に具体的に何を習得するのかは明確にせず、習熟度についても社員の自己診断に任せていました。出向先会社でしか身につけられない技術もあります、それを管理者が社員に説明することなく出向を任用の基準の一言で行っている現実があります。

また、労働組合に加入している・加入手続き中の社員に現場長が急遽面談を実施したり、「不満があれば社友会トップをやらないか」と発言するなど明らかなコンプライアンス違反を行っている事実があります。設備職場における組合員、組合加入を考えている社員への妨害行為、言動、担務変更、異動、出向等は断じて許すことはできません。**ハラスメントとコンプライアンス違反からJR労働者を守るために東日本ユニオンは取り組みます。**

■ 申17号 申し入れ項目 ■

1. 設備職場における、出向の目的を明らかにすること。
2. 労働組合加入による担務変更や異動、出向等における不当労働行為を是正すること。
3. 本申し入れの回答は2023年4月27日までにすること。